

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第8条（略） 第3章 役員等 （役員） 第9条 法人に、次の役員を置く。 （1）学長 （2）理事 4人以内 （3）監事 2人 <u>2 学長は、理事を任命するに当たっては、学外者（その任命の際現に本学の役員又は職員でない者をいう。以下同じ。）が2人以上(学外者が学長に任命されている場合は、1人以上)含まれるようにしなければならない。</u>（新設） <u>3 第1項第2号の規定にかかわらず、1人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合は、理事の員数は5人以内とする。</u>（新設） 第10条～40条（略）</p>	<p>第1条～第8条（略） 第3章 役員等 （役員） 第9条 法人に、次の役員を置く。 （1）学長 （2）理事 4人以内 （3）監事 2人 第10条～40条（略）</p>

附 則

この規則は、令和3年11月17日から施行する。

【改正理由】

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正に伴い所要の改正を行うものである。